

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第七 投薬</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準</p> <p>(1) 三 (略)</p> <p>(4) <u>医科点数表区分番号F100に掲げる処方料の注11及び</u> <u>歯科点数表区分番号F100に掲げる処方料の注9に規定</u> <u>する施設基準</u></p> <p>イ <u>外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保</u> <u>険医療機関であること。</u></p> <p>ロ <u>医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更</u> <u>等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること</u> <u>。</u></p> <p>ハ <u>ロの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によつて</u> <u>投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場</u> <u>合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療</u> <u>機関の見やすい場所に掲示していること。</u></p> <p>五 <u>医科点数表区分番号F400に掲げる処方箋料の注9及び歯</u> <u>科点数表区分番号F400に掲げる処方箋料の注7に規定する</u> <u>一般名処方加算の施設基準</u> <u>薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医</u> <u>薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十</u> <u>分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所</u> <u>に掲示していること。</u></p> <p>第十五 調剤</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 地域支援体制加算の施設基準</p> <p>(1) 四 (略)</p> <p>(5) <u>調剤基本料の注12に規定する施設基準</u></p>	<p>第七 投薬</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準</p> <p>(1) 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第十五 調剤</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 地域支援体制加算の施設基準</p> <p>(1) 四 (略)</p> <p>(新設)</p>

イ 地域支援体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。

ロ 後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。

ハ 当該保険薬局の存する地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対する在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っていること。

ニ ハの取組に関する事項について、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。

四の二～十三（略）

第十七 経過措置

一～三（略）

四 令和五年十二月三十一日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険薬局については、同日までの間に限り、第十五の九の五の(1)に該当するものとみなす。

四の二～十三（略）

第十七 経過措置

一～三（略）

（新設）